

## 一般財団法人都市技術センター経営マネジメントチーム設置要綱

### (設置趣旨)

第1条 一般財団法人都市技術センター（以下「センター」という。）が受託する大阪市下水道施設維持管理業務委託（包括委託）の業務遂行を通じて、組織体制の強化並びに業務の効率化、民間原理・官民連携手法の導入等を経営マネジメント検討会議（以下「検討会議」という。）で検討し、大阪市下水道事業の持続性の確保、保有技術の継承と活用、市民サービスの向上等をめざし、経営マネジメントチーム（以下「マネジメントチーム」という。）をセンター内に設置する。

### (組織)

第2条 マネジメントチームはセンターの役職員により構成し、総括リーダー、組織・経営検討リーダー、業務領域検討リーダーを設置するものとする。

- 2 総括リーダーは理事をもって充てる。
- 3 組織・経営検討リーダーは総務部長をもって充てる。
- 4 業務領域検討リーダーは事業部長をもって充てる。
- 5 事務局は総務課長が担当し、検討会議の事務を処理する。

### (総括リーダーの職務及び代理)

第3条 総括リーダーはマネジメントチームを代表し、検討会議を総理する。

- 2 組織・経営検討リーダー、業務領域検討リーダーは総括リーダーを補佐し、総括リーダーに事故があるときは職務を代理する。

### (運営・会議)

第4条 総括リーダーは必要に応じて検討会議を開催するためにマネジメントチームを招集する。

- 2 総括リーダーが必要と認めるときには、マネジメントチーム以外の者に検討会議への出席を求めることができる。

### (検討事項)

第5条 マネジメントチームは次に掲げる事項を検討する。ただし、総括リーダーは必要に応じて検討事項を追加することができる。

- (1) 包括民間受託業務の分析及び改善に関する事
- (2) 包括民間受託業務の受託体制に関する事
- (3) 業務品質の向上、人材育成に関する事
- (4) センターの将来像や新組織に関する事

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総括リーダーが定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。